

市民意見要旨と御意見に対する本市の考え方

① 南北軸線上の眺望景観に関すること

| 番号 | 意見要旨 | 御意見に対する本市の考え方 |
|----|--|---|
| 1 | 南北軸線上の眺望景観は重要であり、高さ制限が必要だ。(17件) | (答申素案に係る支持の御意見) |
| 2 | 世界から訪れる人と平和への思いを共有するには、原爆ドームの背後に何も無い風景が必要だ。(5件) | |
| 3 | 慰霊碑で祈りをささげる際に、その後方に建物があるのは好ましくない。 | |
| 4 | 南北軸線上の眺望景観を守ることは「公共の福祉」を守ることであり、そのために高さ制限を受け入れることは広島市民としての役割だ。(2件) | |
| 5 | 答申(素案)は、様々な角度から分かりやすく合理的に整理されており、結論も妥当だ。(5件) | |
| 6 | 原爆ドーム周辺の景観のあり方に関する検討手法が適切で、非常に分かりやすかった。(2件) | |
| 7 | 屋外広告物や工作物を規制対象とすることも検討すべき。 | 答申素案(P21)にあるとおり、原爆ドームの背景として大切にすべき範囲は、建物だけでなく、屋外広告物や工作物が見えないような環境とすることを目指したいと考えます。 |
| 8 | 高さ問題は、その影響の広がりからも行政の関与は不可欠だ。 | 答申素案(P21)にあるとおり、高さ制限はこれが遵守されるよう、行政により法的位置付けを付与することが必要と考えており、できるだけ早期により実効性の高い景観誘導の枠組みを構築してまいります。 |
| 9 | 今回示された取組を一日も早く進めてもらいたい。(2件) | |
| 10 | 原爆ドームから遠い距離であれば視覚的な影響が少ないため、外壁の明度や彩度に配慮を求める程度でも良いのではないかな。 | 答申素案(P21)にあるとおり、高さを制限する範囲より北側のエリアについては、形態や色彩による基準を設けることなど、別途検討を深める必要があると考えます。 |
| 11 | 行政が所有・管理する土地には、例外や特例のない厳格な高さ制限を設けるべき。(2件) | 具体的な高さの基準及び高さを制限する範囲の奥行きの設定については、いただいた御意見も参考にしながら、景観シミュレーションや土地利用状況等を考慮しつつ検討していきたいと考えます。 |
| 12 | 高さ制限は原爆ドームの世界遺産登録を取り消されない程度とし、厳しい制限は避けるべき。(2件) | |
| 13 | 高さ制限は旧市民球場跡地を含めた原爆ドーム北側の土地利用と併せて慎重に検討すべき。(3件) | |
| 14 | 原爆ドームの背景でも、シンボルになるような建物なら建てても良いのではないかな。 | 南北軸線上の眺望景観に係る規制については、その規制が、原爆ドームの背景を大切にしつつも、市内中心部における発展を過度に制約しないようにするために視野角18度の範囲に限って行おうとするものであり、また、原爆ドームの背景の景観に関するアンケート調査結果や関係者ヒアリング結果も参考とした結果からも、建物などが何も見えないような環境を目指すべきであると考えています。高さの基準の設定に当たっては、植栽による遮蔽効果を最大限活かしながら、詳細に検討する必要があると考えます。また、具体的な高さの基準及び高さを制限する範囲の奥行きの設定については、景観シミュレーションや土地利用状況等を考慮して設定していきたいと考えます。なお、原爆ドームの背景として大切にすべき範囲は、特定の対象を注視したときの人間の視野角18度を参考に、審議会委員による現地確認の上で設定したものです。 |
| 15 | 旧市民球場跡地にサッカー専用スタジアムを建てても、景観上問題ないのではないかな。(12件) | |
| 16 | 現状の建物の高さ程度であれば問題ない。(2件) | |
| 17 | 原爆ドームの背景に何も無いのは復興していないように見えて寂しく感じるし、復興・発展との対比に価値があるのではないかな。(9件) | |
| 18 | 高さ制限は色々な建物を建てたり、土地を開発するといった発展を妨げるおそれがあることから、基本的に反対だ。(10件) | |
| 19 | 高さ制限をする範囲を絞ることは合理的だが、その範囲を視野角18度としたのはなぜか。 | |
| 20 | この問題について市民的な議論ができるよう、今後も積極的な情報発信をお願いしたい。 | 今後も積極的に情報発信してまいります。 |
| 21 | 丹下健三氏による軸線設定のコンセプトにのっとれば、平和記念資料館手前から参道を歩くまでの間や慰霊碑前も視点場として重要なのではないかな。 | 視点場については、平和記念資料館手前から参道を歩くまでの間及び慰霊碑前も含めて、平和記念資料館手前から原爆ドームに至るまでの間において、審議会委員による現地確認を行った上で、設定しました。 |

| 番号 | 意見要旨 | 御意見に対する本市の考え方 |
|----|--|--|
| 22 | 旧市民球場跡地や中央公園に建物が建った場合を想定した検討も必要ではないかな。 | 目指すべき姿は、原爆ドームの背景となる中央公園を含む北側のエリアについて、地区の実際の容積率や建ぺい率を踏まえ、現状で建ち得る建物の規模を想定して景観シミュレーションを行い、検討した上で設定したものです。 |
| 23 | アンケート調査は写真の見た目だけでの判断であり、参考にならない。 | アンケート調査については、御意見のとおり写真のみでの判断では偏りが生じる可能性もあったため、平和記念公園来訪者に平和記念資料館本館前から現況を見てもらいながら対面式で実施しました。 |

② その他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)に関すること

| 番号 | 意見要旨 | 御意見に対する本市の考え方 |
|----|---|--|
| 24 | その他の眺望景観についても、長期的な観点でじっくり規制を検討する必要がある。(2件) | その他の眺望景観については、いただいた御意見なども参考にしながら、今後の景観誘導策のあり方を検討いたします。 |
| 25 | 東側街区の高度利用は原爆ドームの視覚的存在感を薄めるため、同街区にも高さ制限は必要だ。 | |
| 26 | 東側街区については、高層建物を連続し調和した壁に見立てることで、平和記念公園内の緑地や原爆ドームが引き立つという考え方もできるのではないかな。 | |
| 27 | 撮影スポットである元安橋上なども重要な視点場なので、今後検討してほしい。(4件) | |

③ 植栽・公園整備に関すること

| 番号 | 意見要旨 | 御意見に対する本市の考え方 |
|----|---|-----------------|
| 28 | 植栽によってより良い景観となると思う。(2件) | (答申素案に係る支持の御意見) |
| 29 | 原爆ドームの手前で原爆ドームを遮蔽している樹木を移植することで、慰霊碑と原爆ドームが一体となった眺望景観を形成できるのではないかな。 | |
| 30 | 慰霊碑両横と同じ種類の樹木を元安川岸付近まで連続して配置することや、樹木の剪定を工夫することで、原爆ドームへの視覚誘導効果や樹木による遮蔽効果が高まるのでは。(3件) | |
| 31 | 植栽は短期的に効果が表れるものではないので、早期に着手すべきだ。 | |
| 32 | 原爆ドーム周辺の植栽は既に過剰であり、原爆ドーム自体を隠そうとしているようにも見える。 | |
| 33 | 公園内の樹木の成長にゆだねて、時間を掛けて目指す景観にするという考え方もできるのでは。 | |
| | | |

④ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観以外に関すること

| 番号 | 意見要旨 | 御意見に対する本市の考え方 |
|----|--|---|
| 34 | 旧市民球場跡地が未活用なのは遺憾だ。(4件) | 旧市民球場跡地を含む市内中心部における活性化方策に関する意見であることから、南北軸線上の眺望景観との調和という視点に立ちつつ、所要の方策を検討する上での参考といたします。 |
| 35 | 平和記念公園周辺は賑わいを創出し、土地を有効活用した街づくりをしてほしい。(5件) | |
| 36 | 旧市民球場跡地に観光客や若い世代向けの施設があれば、街も活性化するのはないかな。(4件) | |
| 37 | 旧市民球場跡地にサッカースタジアムがあれば平和の象徴になり、街も活性化する。早くサッカースタジアムを建ててほしい。(29件) | |
| 38 | 原爆ドームへの来訪者を増やすためにも、その周辺には集客施設が必要だ。(3件) | |
| | | |